機１

募集要項
2026 年 10 月

2026 年度新潟大学大学間交流協定校への交換留学
第Ⅱ期募集要項

本募集要項は，本学における交換留学制度により大学間交流協定校（以下，「協定校」という。）への留学（以下，「交換留学」という。）を希望する学生の募集について定めるものである。

なお，協定校及び対象国・地域の事情により，以下の情報は予告なく変更となる場合がある。

1. 交換留学制度

交換留学制度とは，本学と外国の大学（協定校）との間で結ばれている，学生交換協定に基づいて留学する制度である。交換留学を希望する学生は，学内選考，及び協定校での選考を経て，1 学期間（約半年）又は 2 学期間（約１年）協定校へ派遣される。

留学期間は本学における修業年限に参入され，授業料不徴収協定が結ばれている場合（本募集対象校は全てこれに該当する），協定校での授業料は，協定に基づき免除される。ただし，語学等の授業については，授業料が別途必要となる場合がある。

留学中に取得した単位の認定は，所属学部・研究科の判断による。

2. 募集対象校・募集定員

国・地域	大学名	募集定員
韓国	仁荷大学（Inha University）	10 名
韓国	漢陽大学（Hanyang University）	1 名
台湾	国立中央大学（National Central University，以下，「NCU」という。）	3 名
アメリカ	ソノマ州立大学（Sonoma State University，以下，「SSU」という。） ※これまで募集を行っていたカリフォルニア州立大学ソノマ校（California State University，Sonoma）と同一大学。	2 名
フランス	ナント大学（University of Nantes）	5 名

上記に記載のない大学間交流協定校（下記 URL 参照）についても，本募集に準じて，交換留学制度により留学を申請することができるので，関心のある学生は 2026 年 11 月 25 日（水）12：00（正午）までに個別に問い合わせること（締切厳守）。ただし，本募集が対象とする留学期間（2027 年 8～9 月頃から 1 学期間又は 2 学期間）に該当しない，又は出願の対象とならない場合がある。

- https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/exchange/university-level/#02

3. 交換留学の期間及び在籍身分

(1) 留学期間は，2027 年 8～9 月頃から，1 学期間又は 2 学期間とする※。

(2) 交換留学生の本学での在籍身分は「留学」であり，休学による留学は認められない。協定校においては，学位の取得を目的としない学生として取り扱われる。

※留学開始時期及び留学期間は，協定校によって異なる。詳細は，各協定校のファクトシートを参照のこと。また，留学開始時期が本学の第 1 学期（第 2 ターム）授業期間又は試験期間に重なる場合，授業等に支障がないことを担当教員や指導教員及び所属学部・学科の学務係に事前に必ず確認のうえ，応募すること。

募集要項

4. 応募資格

交換留学に応募する学生は，次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 留学期間を通して，本学の学部又は大学院の正規課程に在学していること

(2) 留学終了後，本学で学業を継続又は学位を取得する意思を有し，留学中の本学における在籍身分が「留学」であること

(3) 学業成績及び人格等に優れていること

(4) 留学の目的及び計画が明確で，留学が教育上有益と認められること

(5) 協定校における学修に支障のない水準の語学力を有していること

(6) 留学に必要な査証（以下，「ビザ」という。）が確実に取得でき，指定された期間に渡航可能であること

5. 出願要件

出願の際に必要となる語学・成績要件は，協定校によって異なる。詳細は，各協定校のファクトシートで確認すること。

6. 募集説明会及び体験発表会

本交換留学の募集説明会を，以下の日程で行う。応募を検討する学生は，学務情報システム連絡通知で詳細を確認のうえ，必ずいずれかに参加すること。（説明会の内容は両日とも同じ。）

【日時・場所】

オンライン　11 月 6 日（金）　12：10～12：50

対面　　11 月 11 日（水）　16：30～18：00　　五十嵐キャンパス　総合教育研究棟 3 階 B353

※やむを得ず説明会に出席できない場合は，個別に対応するので，下記に必ず連絡をすること。

問い合わせ先：留学交流課派遣留学係（studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 025－262－6797）

7. 応募方法

本交換留学に応募する者は，以下①～⑥の書類を，提出期限までに留学交流課へ電子データにより E メールで提出すること。（⑥指導教員推薦書（様式５）については，作成された指導教員から留学交流課へ直接提出いただくよう依頼する。）

なお，④誓約書については，後日原本の提出を指示するため，各自大切に保管しておくこと。

	提出書類	留意事項	提出様式
応募学生作成			
①	共通申請書（様式 1）	フォーマットやページ数は変更しないこと。 自署欄以外は，手書き，PC による入力いずれも可。 自署欄は，申請書を印刷し，本人，保護者等保証人が必ず直筆で記入すること（代筆不可）。	PDF(署名後のもの)
②	留学志望理由書･学修計画書（様式２）和文又は英文	複数の大学を希望する場合は，大学ごとに作成すること。各項目すべて記載すること。 韓国・漢陽大学への留学を希望する場合は、ソウルキャンパス、エリカキャンパスのどちらを希望するか明記すること。	WORD

募集要項

③	語学検定試験の結果等，語学能力試験証明書の写し	英語（応募者全員）とそれ以外の言語（非英語圏の協定校を希望する場合）の語学検定試験証明書を提出すること。詳細は，下記の表を参考とすること。	PDF
④	誓約書（様式３）	内容を確認の上，応募者及び保護者等保証人それぞれが自署欄に署名，押印したものを提出すること。 （後日原本の提出が必要となるため，大切に保管しておいてください。）	PDF(署名後のもの) ※後日原本提出
⑤	2026 年度第 2 学期（第 4 ターム）のスケジュール（様式４）		EXCEL
指導教員作成（教員より留学交流課に直接提出）			
⑥	指導教員推薦書（様式５）和文又は英文。ページ数指定なし。）	所属学部・研究科の指導教員（指導教員を持たない場合は，学年担当教員等。不明な場合は，所属の学務係に確認してください。）に十分な時間的余裕をもって依頼すること（目安として 12 月 1 日（火）までに依頼してください。）。応募書類の内容を必ず確認いただくこと。推薦書の作成を依頼した教員名及び依頼日について①共通申請書に記載すること。複数の大学を希望する場合も，推薦書は 1 通のみで可。	原本又は PDF
留学交流課にて学務情報システムより発行			
⑦	成績通知書	応募書類の一つとして，留学交流課で準備する。	

＜様式ダウンロード先＞

- https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/exchange/university-level/

【参考】紙の書類を PDF 化するには，コピー機や複合機のスキャン機能を利用して（スキャナーで原稿を読み取って）PDF に変換する。コンビニエンスストア等のコピー機でも PDF ファイルを作成可能なので，詳しくは各コンビニエンスストア等の HP を参考に各自で確認すること。

＜語学能力証明書＞

下表を参考に，英語（応募者全員）と非英語圏の協定校を希望する場合はその国で主に使用される言語の試験結果の写しを全て提出すること。

英語	・実用英語技能検定（英検） ・IELTS ・ケンブリッジ大学英語能力検定試験（ケンブリッジ英検） ・TOEFL ITP ・TOEFL PBT ・TOEFL iBT （TOEFL iBT Special Home Edition を含む) ・TOEIC ・国際連合公用語英語検定試験（国連英検） ・GTEC CBT ・TEAP　など
その他言語	非英語圏の協定校を希望する場合は，その国で主に使用される言語の検定試験の証明書

注意

1．語学試験の結果は２年以内に受験したものを評価の対象とするが，それ以前に受けた結果についても参考とするので受験歴があるものは全て提出すること。

２．協定校が上記以外の英語試験を認める場合には，その試験結果の写しについても提出すること。（協定校が出願時に認める英語検定試験は，各大学のファクトシートで確認すること。）

＜提出期限＞　2026 年 12 月 7 日（月）12:00（正午）　※締切厳守

※「２．募集対象校・募集定員」に記載のない大学間交流協定校への応募を希望する場合は，2026 年 11 月 25 日（水）12:00（正午）までに個別に問い合わせること（締切厳守）。

＜提出方法＞　E メール

※提出書類チェックリストで提出上の注意事項を確認すること。提出書類の不足，漏れ（署名など）があった場合，応募が認められない場合があるので，注意すること。

＜提出先メールアドレス＞　国際部留学交流課　派遣留学係　studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp

8．選考方法

選考は，学業成績及び書類・面接による適性審査により，総合的に行い（120 点満点中，学業成績を 60 点，適性審査を 60 点とする），原則として，点数の高い者から順に採用する。ただし，協定校が語学要件を定める場合，語学要件を応募時点で満たしている者を，優先して採用する場合がある。

なお，応募者多数の場合は，書類審査を行い，書類審査の合格者のみ面接審査を行う場合がある。

（1）学業成績

前年度の学業成績をもとに，下の表及び計算式により算出する「成績評価係数」（3.00 満点）に 20 を乗じ，60 点満点にて評価する。

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し，計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	―	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	―	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	―	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	**3**	**3**	**2**	**1**	**0**

（計算式）

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」}\times 3)+(\text{「評価ポイント2の単位数」}\times 2)+(\text{「評価ポイント1の単位数」}\times 1)+(\text{「評価ポイント0の単位数」}\times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意：履修した授業について単位制を採らない場合は，科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

成績評価係数の算出にあたり，点数による評価がない場合は次のとおり算出する。

①　点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は，計算から除外する。

② 「履修放棄」した科目については，0 点にて計算する。

新潟大学における前年度の学業成績がない場合は，次のとおりとする。

① 原則として，「(2) 書類・面接による適性審査」により評価された点数を，学業成績の点数とする。

② 1 年生が 2 学期に応募する場合等で，前学期の成績がある場合は，これをもとに算出する。

③ 前年度の全部又は一部を休学していた場合で，前年度の成績の一部や前学期の成績がある場合は，これをもとに算出する。

④ ③に該当するが，履修科目数が極端に少ない場合は，①の方法により評価する。

なお，前年度の新潟大学における所属学部・研究科が選考時と異なる場合（学部から大学院に進学した場合等）も前年度の成績をもとに算出するが，他大学から編入した場合等，新潟大学における前年度の学業成績がない場合は，①の方法により評価する。ただしその際は，他大学等における直近の成績証明書を参考資料として提出すること。

(2)書類・面接による適性審査

応募書類及び選考委員による面接により，①人柄　②目的意識・計画性　③語学力を，各 10 点，計 30 点満点にて評価し，これを 2 倍とする（60 点満点）。①人柄　②目的意識・計画性は選考委員が評価し，③語学力については，協定校が語学要件を定める場合，応募時点で語学要件を満たしている者には 10 点を与えるものとする。なお，これに該当しない場合は，留学先の学修において主に使用する外国語について，応募者から提出された語学検定試験の結果を別紙「新潟大学学則第 56 条第 1 項の規定による「文部科学大臣が別に定める学修」の英語及び初修外国語に関する科目における単位認定の取扱要項」の別表に当てはめ，同表の「認定単位数合計」に記載されている単位を「1 単位」あたり「1 点」に読み替えた得点（最大８点）に一律２点を加えた点数とする（10 点満点）※。ただし，③語学力をこれにより評価できない場合は，留学に向けての語学の準備状況を選考委員が評価するものとする。

※別紙を参照の上，「7. 応募方法」に記載された能力試験証明書の写しを提出すること。

(3)選考日程

選考面接（対面により実施予定）は，以下の日程のいずれかの日に行う。日時等の詳細については，応募学生に別途通知する。

2026 年 12 月 14 日（月）～12 月 25 日（金）（土日祝日を除く）

(4)選考結果

選考結果は，面接終了後 14 日以内を目途に，留学交流課から通知する。選考による結果は，次のとおりとする。

① 合格：次に該当する者を「合格」とし，協定校に交換留学生として推薦する。ただし，交換留学生としての入学の可否については，協定校の判断に基づく。

i. 学業成績，適性審査ともに優れ，交換留学生としての適性を有する者

ii. 大学間交流協定に定める交換人数の範囲内であること

iii. 協定校が語学要件を定める場合，語学要件を満たしていること

② 仮合格：「合格」の要件のうち，(i)及び(ii)を満たすが，(iii)を満たしていない者を「仮合格」とする。語学要件を満たすことができた場合は「合格」となるが，以下の仮合格有効期限までに満たすことができなかった場合は，「仮合格」の資格を失う。なお，韓国・仁荷大学については，学部へ留学する場合のみ，仮合格者を本学の交換留学生として協定校へ申請できる場合があるが，その場合も，最終的な入学の可否については協定校の判断に基づく。

【仮合格有効期限】（SSUを希望する場合）2027年2月12日（金）15 時

（上記以外を希望する場合）2027年2月26日（金）15時

③ 補欠：「合格」「仮合格」に該当する者に準じて学業成績，適性審査ともに優れ，交換留学生としての適性を有する者を「補欠」とする。合格者又は仮合格者が辞退した場合や，仮合格者が語学要件を満たすことができなかった場合は，大学間交流協定に定める交換人数の範囲内で，補欠者が繰り上げで「合格」又は「仮合格」の資格を得る。複数の者が補欠に該当する場合，選考委員は補欠者に順位を付すものとする。なお，補欠合格の有効期限は，以下のとおりである。

【補欠合格有効期限】（SSU を希望する場合）2027 年 2 月 22 日（月）15 時

（上記以外を希望する場合）2027 年 3 月 10 日（水）15 時

④ 不合格：①～③に該当しない者を「不合格」とする。

9. 合格後の辞退について

選考に合格した者を「交換留学候補生」として正式に協定校へ申請するため，合格後の辞退は原則として認められない。

10. 選考後の手続きについて

(1)出願について

選考に合格した者は，協定校の定める出願期限までに，出願書類を提出しなければならない。出願書類に基づき，協定校が入学の可否を判断する。協定校からの入学許可を得た時点で，交換留学生としての留学が決定する。

(2)留学手続き及びオリエンテーション

留学手続きについては，必要に応じて留学交流課がサポートするが，各自の責任の下に行う。留学交流課が実施するオリエンテーション（複数回）には，必ず参加するものとする。留学手続きの方法やオリエンテーションの案内などについては，学務情報システムのメールアカウントへ通知されるため，定期的に確認すること。

(3)海外旅行保険及び危機管理サービス

本制度により留学する学生は，大学が指定する「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（以下，「付帯海学」という。）及び危機管理サービス「日本アイラック安心サポートデスク」に必ず加入しなければならない。なお，留学先大学が別途指定する保険への加入を求める場合は，「付帯海学」と合わせて加入する必要がある。

11. 交換留学生が負担する費用

交換留学生は，授業料を本学に納入する。協定校での授業料は，協定に基づき免除される。ただし，語学等の授業については，授業料が必要となる場合がある。その他の費用（協定校と自宅間の交通費，宿舎費，教材費，留学生保険料など）については，全て各自が負担する。

12. 不測の事態等による留学の延期・中止・中断について

留学先国・地域における治安状況，感染症流行，自然災害等のやむを得ない事情又は不測の事態により，本学は学生本人の安全を第一と考え，出発の直前直後であっても留学の中止や延期，又は中断を決定することがある。その場合に発生するキャンセル料や帰国費用等については学生個人の負担となる。

なお，本学では，外務省海外安全ホームページ上の危険情報等に基づき学生の海外派遣可否について

判断を行っており，危険情報又は感染症危険情報が「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上の国・地域やスポット情報で渡航自粛が呼びかけられている国・地域への派遣は，中止又は延期を原則としている。

13. 帰国時期について

留学最終学期の授業終了後（期末テスト等最終日）の翌日以後２週間以内に速やかに帰国すること。
※研究等２週間を超える特段の理由がある場合は、事前に相談すること。

14. 単位の認定

協定校で取得した単位は，所属学部又は研究科の定めるところにより，単位の認定を申請することができる。詳細については，必ず所属する学部・研究科で応募前に確認すること。また，帰国後の単位認定申請は，所属学部・研究科の所定の手続きに従い，学生自らの責任において速やかに行うこと。

15. 本募集以外の大学間交流協定校への交換留学（UMAP 多大学間学生交換プログラム）について

本学は，アジア太平洋大学交流機構（以下，「UMAP」という。）と大学間交流協定を締結しており，「大学間交流協定校への交換留学」に準じ，UMAP 参加大学へ学生を派遣している。このプログラムによる交換留学を希望する場合は，下記 URL で募集要項を確認すること。

- https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/exchange/umap/

16. 次回募集予定

学内募集時期：2027 年 6 月頃

国又は地域	大学名	留学開始時期（予定）
韓国	仁荷大学（Inha University）※2	2028 年 2～3 月頃
韓国	漢陽大学（Hanyang University）※2	2028 年 2～3 月頃
台湾	国立中央大学（National Central University）※2	2028 年 2～3 月頃
オーストラリア	シドニー工科大学（University of Technology Sydney）	2028 年 2 月頃
オーストラリア	西シドニー大学（Western Sydney University）	2028 年 2 月頃

※1 大学間交流協定校及び対象国・地域の事情により，募集対象校が変更となる場合がある。
※2 今回の募集で定員に達した場合，次回募集を行わない。

17. 奨学金について

交換留学生は，給付型奨学金として，「2027 年度新潟大学派遣留学支援制度（セメスター留学奨学金）」(2027 年 3 月募集開始)に申請することができる。学内選考に合格した学生で受給を希望する者は所属学部・研究科 の学務係に申し出ること。

https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/scholarship/semester/

なお，貸与型奨学金制度（返還義務があるもの）については，学生支援課奨学支援係（五十嵐キャンパス・総合教育研究棟１Ｆ①窓口 TEL：025-262-7337）に問い合わせること。

18. 協定校への私費留学について

一部の協定校では，交換留学ではなく，授業料を納めることにより１学期以上留学することが可能である。多くの場合は，新潟大学を休学して留学することになるが，所属学部により在学のまま留学する

ことが可能な場合がある（ただし，その場合は，新潟大学と派遣先大学の双方に授業料を支払うことになる）。なお，この制度により留学する場合も，協定校が語学要件を定める場合，語学要件を必ず満たさなければならない。留学を希望する者は，新潟大学からの承認を得て，協定校へ派遣候補生として推薦される。その後の手続きは，すべて参加者の判断と責任で参加者自身が行う。対象となる協定校は，下記の HP で確認できる。

- その他（協定校への交換留学によらない留学）

https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/exchange/fee-paying/

この制度により 2027 年 8～9 月から留学を希望する場合は，留学交流課に個別に問い合わせること。

19. 本件についての問い合わせ先

新潟大学国際部留学交流課派遣留学係

メール：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 電話：025－262－6797